

## 各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準

(平成24年3月2日決裁)

(趣旨)

第1条 この基準は、工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、各務原市が発注する工事において、現場代理人が工事現場に常駐することを緩和できる場合について、必要な事項を定める。

(緩和・兼任の基準)

第2条 各務原市が発注する工事であって、次の各号いずれかに該当する場合は、常駐義務を緩和し、現場代理人を兼任させることができる。

(1) 兼任させようとする工事が経費合算の対象となる工事

(2) 兼任させようとする2件の工事の請負金額（契約変更があった場合はその後の金額）の合計が税込み4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満である工事。この場合において、前号の工事については1件の工事とみなすことができる。

(3) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の距離が10km程度の工事。（ただし、工事は原則2件までとする。）

(4) 単価契約の工事

(5) 災害その他やむを得ない理由で緊急かつ短期間に施工する必要がある工事

2 前項の規程のほか、次の各号いずれかに該当する期間は、常駐義務を緩和する。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(兼任の禁止)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するときは、現場代理人を兼任させることができない。

(1) 設計図書等において兼任の禁止が記載されている場合

(2) 建設業法第26条第3項に基づく専任の技術者が必要な工事であって、現場代理人が技術者を兼ねる場合

(3) 当該工事の請負年度以前2年間において各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）に基づく資格停止の措置の対象となった業者である場合

(4) 監督員等が求めた場合、工事現場に速やかに向かう等の対応が出来ない場合

(5) 低入札価格調査による調査基準価格を下回る金額で入札をした場合  
(資格停止)

第4条 第3条に違反した場合、現場代理人の変更請求及び、各務原市競争入札参加資格停止措置要綱に基づく資格停止の措置を行なうことがある。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。